

No.	質問	回答
<b>栗東市事業継続応援支援金の制度について</b>		
1	国の「月次支援金」と重複申請できますか。	国の「月次支援金」と重複申請することができます。
2	支援金の使途に制限はありますか。	特に使途に制限はありません。事業継続のために事業全般に使用いただけます。
3	支援金は複数回受け取ることはできますか。	1事業者につき、1回の申請となります(他市町で同様の支援金を受給していないこと)。
<b>支援金の対象者について</b>		
4	どのような事業者が栗東市事業継続応援支援金の対象者となりますか。	市内に事務所または事業所を有する中小企業者等、個人事業主であり、滋賀県事業継続支援金(第3期)の受給を受けた事業者が対象となります。
5	滋賀県事業継続支援金(第3期)の申請所在地が栗東市外で申請しているが、栗東市内に事務所または事業所がある場合、対象となりますか。	栗東市内に事務所または事業所がある事業者は対象となります(他市町で同様の支援金を受給していないこと)。その場合、市内の事業所の所在地が確認できる資料(写し)を追加で提出してください。
<b>支援金申請の期間・方法・手続きについて</b>		
6	直接、窓口申請書を提出できますか。	申請は原則、郵送(「レターパック」や「簡易書留」、「特定記録郵便」など、記録の残る方法で送付してください)で申請してください。1月31日(月)の消印有効です。栗東市商工会ホームページから申請様式等をダウンロードしていただき、必要事項を記入の上、郵送してください。
7	栗東市事業継続応援支援金の申請期間内に、滋賀県事業継続支援金(第3期)の給付決定通知書が滋賀県から送付されていないが、申請することはできますか。	滋賀県から給付決定通知書が送付された後に、市へ提出してください。
8	申請書類等をもらいたいが、どこで配布していますか。	以下の場所で申請書類等を配布しています。 ・栗東市商工会 商工会館(JR手原駅前)、栗東駅前支所(ウイングプラザ4階) ・栗東市商工観光労政課(栗東市役所2階)
9	申請期間はいつまでですか。	令和3年12月1日(水)から令和4年1月31日(月)(予定)が申請受付期間予定です(当日消印有効)。
10	書類不備の場合、再提出も郵送で提出すれば良いですか。	原則、郵送にて再提出をお願いします。
11	支援金を申請してから給付されるまでにどれくらいかかりますか。	支援金を可能な限り早く給付できるよう、迅速に審査を進めたいと考えていますが、申請件数が多数に及ぶ場合や申請内容に不備がある場合、給付までにお時間をいただくことがあります。
12	記入ミス等は訂正印が必要ですか。	訂正する場合は、必ず二重線で該当箇所を消して訂正印を押してください(修正液等の使用は不可)。
<b>申請書類について</b>		
13	申請書類は何を提出すれば良いですか。	以下の書類を提出してください。 ①栗東市事業継続応援支援金給付申請兼請求書 ②誓約書 ③滋賀県事業継続支援金(第3期)の給付決定通知書(写し) ④振込先口座の通帳(写し) ⑤市内の事業所、事務所等の所在地が確認できる資料(写し) ※県支援金の申請所在地が市外の場合のみ提出 ⑥【個人事業主の場合】本人確認書類(写し) 【中小企業者等の場合】登記簿謄本(写し)
14	申請の結果、給付しない決定がされた際は、申請書類は返送されますか。	審査の結果に関わらず、申請書類については返送いたしません。申請書類の提出時には必ず控えをお取りください。
15	振込先口座の通帳の写しは、どこの部分が必要ですか。	振込先口座の通帳の写しは、表紙の裏(口座番号や支店名などが記載されているページ)のコピーを提出してください。
<b>その他</b>		
16	支援金は課税対象となりますか。	お近くの所管税務署までお問い合わせください。